

農地等における盛土等(土地改良事業)の取扱い [盛土規制法の許可不要]

農地等において、以下の土地改良事業等に係る工事を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可は不要です。

■土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業

（農業用排水施設、農業用道路等の新設や管理、区画整理、農用地の造成等）

■土地改良法第15条第2項に規定する事業

（土地改良区が行う土地改良事業に附帯する事業）

■土地改良事業に準ずる事業

（※ →下記のとおり）

（※）許可不要となる土地改良事業に準ずる事業とは

土地改良法の手続きに基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、以下の全てを満足するもの

ア 盛土等の施工に際し、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準(以下「技術基準」という。)に基づき、適切に設計及び施工が行われるもの

*「技術基準」に基づき施工を行うことができないときは、盛土規制法の手続きに従うことになる。

イ 上記アについて、国等が定める、土地改良事業と同等の工事を行う事業の要綱・要領等に明記されている事業によるもの